

○杉戸町建設工事事後審査型制限付一般競争入札要綱

平成21年3月13日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）による町発注建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象とする工事は、電子入札システムにより一般競争入札に付する工事のうち、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事として町長が指定したものとする。

(入札参加資格)

第3条 入札参加者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 杉戸町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱（（令和2年杉戸町告示第60号）以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置及び杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱（平成8年9月6日告示第68号）に基づく排除措置を、当該工事の公告日から落札決定の日までの間、受けていないこと。

(2) 次に掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該工事の入札日前6箇月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

2 前項に定めるもののほか、町長は必要に応じて次の事項に係る参加資格について定めることができる。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合数値の区分
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- (5) 当該工事に配置予定の技術者
- (6) その他町長が必要があると認める事項
(公告内容等の決定)

第4条 入札の公告内容等は、杉戸町建設工事等請負指名業者資格審査会に諮り、前条に定める入札参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札公告)

第5条 入札公告（様式第1号）は、杉戸町公告式条例（昭和30年杉戸町条例第1号）に定める掲示場及び電子入札システム若しくは杉戸町ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載により行うこととする。

(設計図書等)

第6条 仕様書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）は、原則として電子入札システム若しくはホームページからダウンロードして使用するものとする。ただし、印刷物又はコンパクトディスク等の電子媒体により行う場合は、有料又は無料の貸与又は配付を行うものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、当該入札に参加することができる。

きる。

(入札保証金)

第9条 事後審査型入札における入札保証金は、免除とする。ただし、落札者が正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札参加者には、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の執行)

第11条 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1人になった場合はこの限りではない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 入札参加資格の審査結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき。

(3) 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき。

(4) 総合評価方式を適用した場合において、複数の者から技術資料が提出されたとき。

2 再度入札は1回までとする。

(不調時の取扱い)

第12条 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者（以下「落札候補者」という。）がいらない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができるものとする。

2 前項ただし書の随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。

(入札の辞退)

第13条 入札辞退の取扱いに関しては、杉戸町公共工事等電子入札運用基準に定めるところによるものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
- (2) 入札参加資格審査のための指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (6) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(落札決定の保留)

第15条 入札執行者は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留するものとする。

(入札参加資格の審査に必要な書類の提出)

第16条 入札執行者は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに様式第2号により次項に定める書類の提出を求めるものとする。

- 2 第一順位の落札候補者は、入札参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格確認申請書（単体企業等にあつては様式第3号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第4号。以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格確認資料（単体企業等にあつては様式第5号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第6号。以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書（杉戸町特定建設工事共同企業体取扱要綱様式第10号）を添えて、町長に提出しなければならない。
- 3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日を含め3日（閉庁日を除く。）以内に、持参により提出しなければならないものとする。
- 4 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないと

き又は入札参加資格の審査のための指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

- 5 前項の規定に該当する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると認めるときは、指名停止措置要綱に係る警告手続等の措置を講じるものとする。

(入札参加資格の審査)

第17条 入札執行者は、第一順位の落札候補者が入札参加資格の要件を満たしているか否かの審査を行うものとする。

- 2 前項の審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていない場合は、その者を失格とする。

- 3 入札執行者は、第一順位の落札候補者が失格となった場合には、次に低い価格を提示した落札候補者について審査するものとし、入札参加資格の要件を満たす者が確認できるまで順次落札候補者の審査を行うものとする。この場合においては、前条及び前2項の規定を準用するものとする。

- 4 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより審査の順序を決定する。

- 5 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。

- 6 入札参加資格の審査は、前条第4項に規定する確認資料の提出日を含め3日（閉庁日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

- 7 入札参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第7号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)

第18条 入札執行者は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満

たさなくなったときは、当該落札候補者は失格とする。

(入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第19条 入札参加資格不適格通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知を受けた日から起算して3日(閉庁日を除く。)以内に、入札参加資格を満たさないと認められた理由についての説明を入札執行者に対して求めることができる。

2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書(様式第9号)を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 入札執行者は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して3日(閉庁日を除く。)以内に、回答書(様式第10号)により回答するものとする。

4 第2項の苦情の申出は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

(契約保証金)

第20条 契約保証金の納付については、杉戸町財務規則(昭和61年杉戸町規則第10号)第145条及び第146条第1項第1号及び第2号に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

(その他)

第21条 この告示に特別の定めがない事項は、杉戸町公共工事等電子入札運用基準並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月15日告示第86号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月3日告示第70号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月29日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年１月２４日告示第６号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日告示第６０号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、令和２年４月１日から施行する。ただし、この告示の施行前に措置された案件については、なお、従前の例による。

附 則（令和３年１２月２４日告示第２７１号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和４年１月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後の案件から適用し、同日前の案件については、なお従前の例による。

附 則（令和６年４月２３日告示第１０４号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年８月２７日告示第２０９号）

この告示は、公布の日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用する。